

## 「新料金登場キャンペーン データ増量」提供条件書

### 1. 概要

「新料金登場キャンペーン データ増量」は、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）のUQ mobile 通信サービス契約約款に規定するUQ mobile 契約について、毎月のデータチャージ料を一定期間にわたって減額するキャンペーンです。なお、本提供条件書で使用する用語の意味は、本書に特段の定めがない限り、UQ mobile 通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

### 2. 提供条件

(1)2019年11月28日までにスマホプラン及び通話オプション（かけ放題（10分/回）、アプリ通話かけ放題（10分/回）又は通話パック（60分/月）の総称をいいます。以下同じとします。）の適用の申込みを行ったUQ mobile 契約のうち、2019年11月1日又は2019年12月1日の時点において、次の全ての要件（以下「適用要件」といいます。）を満たしているもの（以下「対象契約」といいます。）を本キャンペーンの対象とします。

- ① 個人名義であること。
- ② スマホプランの適用を受けていること。
- ③ 通話オプションの適用を受けていること。
- ④ KDDI 株式会社が付与したau IDが紐付けられていること。

(2)アに定める適用開始月から起算して24ヶ月間（以下「適用期間」といいます。）、イに定める割引額を上限としてデータチャージ料を割り引きます。

#### ア 適用開始月

区 分	適用開始月
①2019年11月1日に適用要件を満たしていた対象契約	2019年11月
②2019年12月1日に適用要件を満たしていた対象契約（①に該当するものを除きます。）	2019年12月

#### イ 割引額

区 分	1 対象契約ごとに月額 割引額（税抜）
①スマホプランS又はスマホプランS(V)	1,000円
②スマホプランM、スマホプランM(V)、スマホプランL又はスマホプランL(V)	3,000円
③スマホプランR又はスマホプランR(V)	2,000円

(3)適用期間中に新たに到来した月の初日において、その対象契約が適用要件を満たさなくなった場合は、その前月末日をもって本キャンペーンの適用を終了します。

(4)前項の規定により本キャンペーンの適用を終了した後、適用期間中に再度、適用要件を満たすこととなった場合であっても再適用は行いません。

### ■提供条件書について

- ・当社は、合理的と認められる範囲で本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合は、変更後の提供条件書の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の提供条件書は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、UQ mobile 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■作成日 : 2019 年 10 月 25 日

■最終更新日 : 2020 年 10 月 1 日